

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年6月19日(月)
午後0時57分～午後1時17分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 村上久仁
委員 大泉徳子 委員 大久保主計
委員 大沼宗彦 委員 丹野政喜
委員 山口 實
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林 喜 幸
出席をした 介護長寿課長 小久保 眞由美
者の職氏名 保険年金課長 宇田 孝 康
介護長寿課長補佐兼 中山 聖 子
介護調整係長 佐々木 裕 美
保険年金課主幹兼 国民健康保険係長 尾 形 充
介護長寿課長 長寿健康係長
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
議事調査係長 高橋 一 暢
主 査 川 上 真理子

7 付議事件

- (1) 議案第62号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第63号 名取市老人憩の家条例の一部を改正する条例

午後0時57分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、並びに担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第62号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯とありますが、これに該当する世帯数はどのくらいでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 平成29年度はまだ課税していないのでわかりませんが、平成28年度の状況では基準所得額600万円を超える世帯はありませんでした。

○委員長（佐々木哲男） 大沼委員。

○委員（大沼宗彦） 想定される対象世帯数として予測できないのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 平成29年4月末現在になりますが、対象者は40世帯84名と捉えております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 課税状況を調べたときに、対象の方に市からお知らせするのでしょうか。周知の方法はどのようにするのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 減免対象者には通知を送付しています。また、新たに転入や国民健康保険に加入の際には、窓口で説明しています。

○委員長（佐々木哲男） 大久保委員。

○委員（大久保主計） ホームページなどで広くお知らせするような周知は行わないのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 対象者が限定的なので、特にホームページに掲載はしていません。個別の御案内とお知らせを行っているところです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 名取市老人憩の家条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 今の状況を拝見してきましたが、備品は廃棄するのでしょうか、外に整理されているようでした。これまでは助成金で備品なども準備

され管理されてきたと思いますが、現在の電化製品などの備品の状況をお知らせください。また、廃止後の管理についてはどのようになるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 今回、増田老人憩の家の廃止ということで条例を提案させていただきました。この条例が可決された後には、老人クラブ、町内会等々と一緒に整理するものを見極めながら、今後も使えるものはとっておく、使えないものは廃棄するようにと、市としてもできるところは協力したいと考えております。

○委員長（佐々木哲男） 大泉委員。

○委員（大泉徳子） 9月から町内会で集会所の建設を進めるとのことでしたが、その新たな集会所で使用するようになるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 利用できるものは使っていたきたいと考えておりますが、例えば、新たな施設ではIHクッキングヒーターを導入すると伺っております。そうすると今まで使ってきた鍋などは利用できなくなりますので、そういったものは廃棄しなければならないということもあります。今後、町内会と老人クラブで話し合っていくことになると思います。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 大分古い施設のようでしたので、地域の力で新しい集会所ができるということはとても喜ばしいことだと感じております。しかし、集会所ができることによって、これまで老人憩の家を使っていたが今後使えなくなる方や団体、マイナスとなってしまう方や団体は把握していますか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 老人憩の家は、名取市民であればどこの地区の方でも使ってよいことになっています。しかしながら、増田老人憩の家は、増田の老人クラブの方々がおおむね使っていたものと思っております。建設中は活動が難しくなるということもありますが、町内会でいろいろと考えておまして、使えない期間は田高町西ふれあいサロンを実施している場所や、田高町東町内会の集会所などをお借りできるように話を進めていると伺っております。

○委員長（佐々木哲男） 大久保委員。

○委員（大久保主計） 廃止した後は町内会の集会所として運営されていくのだと思いますし、廃止したら担当が変わるのかもしれませんが、新たな集会所を建てるに当たり、補助金を使って建てますが、地元の負担はどれほどになるのか、把握していれば教えてください。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 県の被災地域交流拠点施設整備事業補助金を活用して集会所を建設すると伺っておりますが、もちろんこれだけで十分な資金であるとは地元でも思っておりません。地元としては、町内会として今まで積み立てていたお金があると伺っておりますので、そちらを充当するのではないかと思います。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） いずれの施設も目的があります。老人憩の家は、高齢者が交流し健康に留意していただくという役割を持っております。その代替として田高町東集会所なども使うとのことでしたが、町内会の集会所とするに当たり、代替施設などは考えなかったのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 老人憩の家は、昭和40年に当時の厚生省が定めた老人憩の家設置運営要綱に基づき設置しました。現在は高齢者を取り巻く環境も当時の昭和40年代とは大分変わりました。高齢者数の増加や平均寿命の延伸、そのようなことから、これからは年齢にとらわれることなく、生涯現役で社会とのつながりを意識しながら、生きがいきづくりや地域づくり、誰かのために役立つ生き方をしていくことが大切になっています。本市としては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、自分の健康は自分で守るということでソフト事業を推進していきたいと考えているところです。ですので、新たな施設の代替施設、もしくは新たな施設整備を行うのではなく、むしろ今ある施設を有効に活用して、これからのソフト事業、例えばふれあいサロンや生きがいきづくり支援事業、通いの場づくりといったものを進めていきたいと考えております。

○委員長（佐々木哲男） 山口委員。

○委員（山口 實） 老人憩の家を解体するに当たり、利用していた老人クラブ、または地元の高齢者の方々と話し合いを進めながらこのようなことに至ったのだと思いますが、どのような話が多くありましたか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 老人クラブの方々からは、集会所建設の話があった時点では、少し困惑されていたと聞いています。また、一部の方からは反対の意見もあったと伺っています。しかし最終的には、老人クラブの皆さんが集会所建設に賛同されたと伺っております。また、新しい集会所の利用につきまして、何度か話し合いをされたと聞いておりますが、その内容についてはまだこちらで捉えてはおりません。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 集会所は地域の施設になるわけですが、具体的に利用したいとき、鍵の管理、使用料などについては、それぞれ町内会や老人クラブが責任を負い業務を行うことになるのでしょうか。鍵の貸し借りなど、利用する場合の状況について、決まっているのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 今後は、市の施設ではなく町内会の集会所となりますので、管理は全て町内会になると思います。ですので、鍵の受け渡し、利用の基準等につきましては、全て町内会で決めていくものと思われま

す。

○委員長（佐々木哲男） 大沼委員。

○委員（大沼宗彦） 集会所は既にそれぞれの地域にあります。それを準用することになるのでしょうか。具体的には、利用したい人が使用料を支払うといったことになると思いますが、集会所によって差があるとよくないと思いますので、どのようになるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 田高町西町内会の集会所になりますので、町内会の中で決めて運用していくものと捉えております。市としては何も捉えてはいません。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。村上久仁委員。

○委員（村上久仁） 市内に老人憩の家は4カ所あり、そのうちの1カ所がこういった形で集会所となるということで、増田老人憩の家の廃止条例とのことです。例えば他の地域で集会所等の建設を地元で考えるといった場合に、やはり今回と同じような対応になるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） 今後の老人憩の家のあり方ですが、基本的には現在の施設の修繕をしながら使っていきたいと考えております。いずれ、建物ですので解体などの時期を迎えると思いますが、その時点で地元の意向などをお伺いしながら、今後どのようにするのか検討していきたいと思っております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号 名取市老人憩の家条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第62号及び議案第63号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 1 7 分 散会

平成 2 9 年 6 月 1 9 日

民生教育常任委員会

委員長 佐々木 哲男